

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	令和6年度飲食店等における外国人観光客受入環境高度化事業業務委託	その他	(株)リクルート	44,495,000	令和6年7月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	令和6年度豊臣期石垣遺構保存状況確認調査業務委託－2	その他	(一財)大阪市文化財協会	1,169,300	令和6年7月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
3	令和6年度スポーツ情報発信事業業務委託	各種施策研究・調査	ママそら・LunaTone 共同企業体	4,999,500	令和6年8月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和6年度演劇鑑賞会企画運営業務委託	催事	(株)ジェイコムウエスト	2,926,660	令和6年8月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	令和6年度咲くやこの花賞受賞者等支援事業企画運営業務委託	催事	(一社)アーツインテグレート	11,938,000	令和6年8月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度飲食店等における外国人観光客受入環境高度化事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社リクルート

3 随意契約理由

本事業の核となるコンサルティングによる飲食店等の高度化（キャッシュレスシステム、順番待ちシステム、予約システムなどの導入）については、事業者ごとに、異なるシステム・料金体系・プロモーション手法があるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課観光施策担当（06-6469-5156）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度豊臣期遺構保存状況確認調査業務委託－2

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市文化財協会

3 随意契約理由

豊臣期石垣公開施設は、大阪城エリアの世界的な観光拠点化を進めるうえでの主要な施設として「大阪都市魅力創造戦略」に位置づけており、本丸の地下に存在する豊臣期の遺構である石垣を露出展示し、大阪城を訪れる人々が重層する大坂城の歴史を体感できるよう整備を行うものである。

過年度に発掘した遺構を適切に保存し、公開するには、乾湿の繰り返しが与える遺構への影響や、苔・カビ・地衣類の発生、地下水中に含まれる塩類が遺構表面に析出する等の劣化を防ぐために、常時地中や地表面での水の挙動を調査するとともに、石垣周囲に生じる振動及び石垣石材の変位を計測し、数値の変化を把握しておく必要がある。

豊臣期の石垣は、国民共有の財産であると同時に、特別史跡大坂城跡を構成する重要な文化財である。このような文化財を取り扱うためには十分な専門知識と、遺構に対する配慮が必要である。

文化庁は、発掘調査は埋蔵文化財の保護という公益の実現のための行政措置の一部として行われるべきものであり、調査の質や適正性の確保が必須の要件としている。また、大阪府教育委員会も「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準」により、埋蔵文化財の発掘調査は公的な発掘調査団体が実施することとしており、当該業務においても発掘調査と同等の体制で実施する必要があるため、公的な団体での実施が求められる。

一般財団法人大阪市文化財協会（以下「協会」という。）は、本市に代わって市内における文化財の調査、整理及び保存等を行っていただける唯一の団体であり、かつ公的な団体である。これまでも市内における埋蔵文化財発掘調査に従事し、多大な学術的な成果をあげるとともに、出土した遺物の保管等に当たってきた。そのため協会に委託することが、文化庁の求める調査の質や適正性の確保のためには必要不可欠であるといえる。

このような考え方の下、遺構の保存状況の確認調査においてはこれまで協会に「豊臣期遺構保存状況確認調査業務委託」により、データの整理と分析の業務を委託しているところである。

また、協会は公開する石垣の発掘調査及びその後の遺構保存状況確認調査業務を実施した実績を有していることから、協会が継続して調査を実施することで、分析結果の一貫性の確保が可能である。

なお、令和6年度については契約期限を7月末までとして業務を実施しており、契約終了後の8月以降は、現在構築中の豊臣期石垣動態観測システムに移行する予定であった。

しかしながら、システム試験稼働のための機器設置と設定調整が10月頃となる見通しとなったことから、10月末まで再度業務を委託し、継続的に当該業務を行いたいと考えている。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部部観光課（電話番号 06-6469-5165）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度スポーツ情報発信事業業務委託

2 契約の相手方

ママそら・LunaTone 共同企業体

3 随意契約理由

大阪市では、令和4年3月に「第2期大阪市スポーツ振興計画」を策定し、令和8年度までに市民のスポーツ実施率を65%にする目標を掲げている。本業務は、スポーツに無関心な層や関心はあるが未実施の層を含む、若い世代（20～30代）・働く世代（30～50代）をメインターゲットとし、多様なスポーツ機会の提供やスポーツの魅力を情報発信するとともに、各世代にあった内容により運動・スポーツ実施のきっかけづくりを支援することによりスポーツ実施率の向上へつなげることを目的とする。

本業務の実施にあたっては、効果的な広報を行う必要がある。また、実施した広報の取組みがスポーツ実施率向上につながっているか、調査・情報収集・検討を行い、スポーツ実施率向上に向けて戦略作りを行う必要がある。継続的にスポーツ実施率向上に向けた広報を行うためには、現状分析、企画提案、計画執行等、高度で専門的な技術力が求められる。そのため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとの同会議の意見を踏まえ、受注者を決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3863）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度演劇鑑賞会企画運営業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイコムウエスト

3 随意契約理由

本業務は、第3次大阪市文化振興計画の取組みである芸術文化を支える人材、芸術文化を将来へ継承、発展させる子どもや青少年の育成を図るため、青少年をはじめとした市民が芸術文化に親しむきっかけづくりとして、初心者に鑑賞しやすい質の高い演劇鑑賞会を実施することによって、感性を育み、演劇に興味をもつ機会の提供をし、鑑賞者の裾野を広げることを目的とした業務である。

本業務の実施にあたっては、芸術文化を支える人材育成を目的とした青少年、初心者向けの質の高い演劇公演の企画運営であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

企画提案内容について、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度咲くやこの花賞受賞者等支援事業企画運營業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人アーツインテグレート

3 随意契約理由

本業務は、「咲くやこの花賞」の周知、贈呈式の開催や受賞者の発表機会の提供などにより、「第3次大阪市文化振興計画」における芸術文化を創造する人材や支える人材の支援に取り組み、市民の「咲くやこの花賞」への理解を深め、応援する土壌を育むとともに、大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市であることを発信するものである。その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、一般社団法人アーツインテグレートの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、一般社団法人アーツインテグレートを受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5173）